

## 令和5年度第2回興部警察署協議会議事概要

### 1 開催日時

令和5年12月12日（火）午後1時00分から午後2時30分まで

### 2 開催場所

北見方面興部警察署大会議室

### 3 出席者

#### (1) 協議会委員 4人（定員5人）

副会長	八重樫 貢
委員	鈴木 玲子
委員	渡邊 政子
委員	島 洋子

#### (2) 警察署員 4人

署長	木下 清人
副署長兼警務課長	佐藤 直哉
刑事生活安全課長	廣瀬 直昭
警務係長	

### 4 興部警察署長挨拶

今年度第1回警察署協議会以降、当署管内においては、単独路外逸脱の交通死亡事故が発生したほか、高額の特殊詐欺被害が発生しております。管内における事件・事故の抑止に努めてきたものの、こうした事案が発生したことは大変残念であります。これ以上発生することのないよう関係機関・団体の皆様と連携しながら取り組むとともに、委員の皆様方からの御意見・御要望を踏まえ、取り組んでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

### 5 興部警察署の業務概況説明

- (1) 犯罪発生・検挙状況
- (2) 交通事故の発生状況
- (3) 官民一体となった交通安全対策、交通事故抑止に向けた取組
- (4) 各種行事・啓発活動等

## 6 前回協議会における要望・意見への対応状況

### (1) 道路標示の修繕について

#### ○ 委員要望・意見

横断歩道などの道路標示が薄くなっているところがある。修繕できないか。

#### ○ 署の対応状況

第1回協議会后、現地調査を実施し、修繕の必要がある横断歩道について、警察署からの意見を付し関係先に報告を実施した。限られた予算を効果的に活用する観点から、学校や病院の周囲などを優先的に措置しているため、御指摘のあった箇所は未だ修繕がなされていないが、関係先と調整しているので御理解願いたい。

### (2) 街路灯や防犯カメラの設置について

#### ○ 委員要望・意見

旅行者が訪れ、夜間の出入りがあるような公共施設には、街路灯や防犯カメラを設置すべきではないか。

#### ○ 署の対応状況

第1回協議会后、管内施設の実態について調査を実施した。

委員が御指摘するように、街路灯の設置が必要と思われる施設や防犯カメラが未設置の施設なども認められ、自治体等に働きかけを実施したが、現時点で設置には至っていない。今後も継続して働きかけを実施していきたい。

## 7 諮問事項の検討

諮問事項～「警察に望む特殊詐欺被害防止対策」

署説明～特殊詐欺被害発生状況について説明

委員～興部警察署管内で発生した特殊詐欺被害では、電子マネーでお金を騙し取られたとのことだが、これほど被害について報道されたり、警察署で啓発を実施しているのに、依然として発生が後を絶たないのは何故か。

また、被害に遭っていきそうな客だと思っても、声を掛けるとトラブルになるおそれがあるなど、対応に苦慮することもあるが、どのように対応すれば良いか。

署回答～例えば、詐欺の被害者がコンビニで電子マネーを買おうとして店員さんに声掛けをされても、犯人側から予め嘘の答えをするよう教えられるなど、犯人の

手口は日々変遷するとともに、悪質・巧妙化しており、こうしたことも被害の発生が跡を絶たない要因となっている。

また、声掛け時にトラブルとなる可能性がある場合には、「警察に頼まれている」と伝え、すぐに警察署に通報していただくようお願いしたい。

委員～知人に聞いた話だが、私の周りでもパソコンの画面に突然ウイルス感染の表示が出て、ウイルス除去名目で金銭を要求されたことがあったとのことで、一言に特殊詐欺といっても、様々な騙しの手口があるのだと思う。

こういった様々な騙しの手口を周知することで被害を防げる部分もあるのではないか。

署回答～委員の御指摘のとおり、特殊詐欺の手口には様々なものがあり、変遷しながら悪質・巧妙化している現状にある。住民の皆さんに詐欺の実態や手口を知ってもらい、身構えていただくのが被害防止への第1歩であるので、引き続き、巡回連絡等の街頭活動を通じて最近の手口について周知を図っていくほか、「ほくと君防犯メール」や「ほくとポリスアプリ」をはじめとした情報発信ツールを活用するなど、あらゆる方法を駆使して情報発信に努めていきたい。

委員～住民に特殊詐欺被害防止の周知を図るために自治体などと協力して取り組んではいかがか。

署回答～これまでに各自治体などと連携して特殊詐欺被害防止対策を進めており、自治体広報紙や自治体が保有するケーブルテレビを活用して情報発信に取り組んでいるところである。今後もさらに協力していただける部分がないか検討し、自治体などの関係機関・団体と連携して被害防止に努めていきたい。

委員～連携という部分では、私が関わっている住民の会合があり、警察からビデオや動画などを貸していただければ、放映して被害防止を周知することもできるがいかがか。

署回答～被害発生後、警察署では各種会合に赴き、住民の皆さんに対して被害防止講話等を実施しているところである。多くの住民の皆さんに被害実態を知っていただくことは被害防止を図る上で大変有効であり、動画を活用することで効率的に周知を図る効果も見込まれるので、委員から御意見があった広報用の動画の作成については、署内で検討した上で対応することとしたい。

委員～自治体との連携という部分では、雄武町役場において、住民要望があった場合に出前型の講座を開講する「まちづくり講座」という取組を行っているので、警察署でも活用してはいかがか。

署回答～委員が御指摘の「まちづくり講座」の取組については、町の担当者等と参画の可否等について検討の上、可能であれば参画する方向で調整を行っていきたい。

## 8 その他要望・意見の聴取

委員～冬期間になると除雪された雪が道路脇で雪山となって視界が悪くなるなど危険な状態となるが、こういった状況があった場合どのように対応すれば良いか。

署回答～除雪等については、道路管理者の対応となるが、危険な状況があるのであれば警察署に通報していただければ、道路管理者等と連携し、適切に対応する。

委員～最近、業者が買い取りできるものはないか等と電話してきて、応じると自宅に訪問してきて、場合によっては売る気のなかった貴金属を強引に買い取っていったなどの話を聞き及び不安に感じている。警察で何か対応できないか。

署回答～いわゆる「訪問買取」や「訪問購入」に関する質問と思われるが、こうしたものには消費者を守るためのルールが定められており、住民の皆さんの不安解消に向けて、警察としても情報発信などについて検討して対応したい。

## 9 懲戒処分等報告

## 10 次回協議会の開催時期

3月頃を予定